

保護者の皆様へ

熊本県教育委員会から、子どもたちの安全なインターネット利用のために、資料が届きましたのでお知らせします。各御家庭で参考にしていただけたらと思います。

インターネット上に他人の悪口を書くと罪に問われる可能性があります！

インターネット上の投稿は、いろいろな人が目にする可能性があります。そのためインターネット上に他人の悪口を書くことは、人前でその人を侮辱したことと同じで、罪に問われることがあります。ご家庭でも以下のことを、お子さんと一緒に確認しましょう。

○例えばこんな書き込みをすると、罪に問われる可能性があります

- ・ SNSに友だちの写真をのせて、冗談半分に悪口を書いた。
- ・ チャットグループで特定の児童生徒の悪口を書いた。
- ・ 掲示板やニュースの記事のコメント欄に、有名人の悪口を書いた。



○勝手に他人を撮影することもダメです！

他人の悪口だけでなく、勝手に他人を撮影したり、その写真や動画をインターネット上に投稿したりすることも、やってはいけないことです。相手から訴えられてしまうことがあります。



○インターネット上の投稿はすべて記録されています

インターネット上には、自分の名前を出さずに投稿できるサービスがたくさんあります。そういう場所でも何を投稿しても大丈夫だと考えている人もいます。しかし、インターネット上の投稿は「いつ・どこで・どの機器から」投稿したのかという記録が残されているので、名前を出していなくても、誰が投稿したかを調べることができます。



【侮辱罪について】

令和4年7月7日より「侮辱罪」が厳罰化されました。

「侮辱罪」とは、不特定多数の人の前で他人を侮辱すると罰せられる犯罪のことで、インターネット上の書き込みも該当します。厳罰化された背景の一つに、インターネット上の誹謗中傷による被害の深刻化が挙げられます。そのため、悪質な投稿への対処がこれまで以上に厳しくなることが予想されます。あらためて、お子さんに注意を促してください。

☆☆☆ お子さんと確認しておきたいポイント ☆☆☆

- ・ たとえ冗談であっても、インターネット上に他人の悪口を書いてはいけないこと。
- ・ 匿名で書き込みができるサービスでも、投稿者の特定は可能であること。
- ・ もし自分や友だちに対する誹謗中傷を見つけたら、証拠としてその書き込みを画像で保存し、すぐに保護者に相談すること。
- ・ 他人が誹謗中傷を書いた投稿を拡散する行為も、その悪口に賛同したものとみなされ、罪に問われる可能性があること。
- ・ 他人を撮影する際は、必ず本人に許可をとること。さらに、その写真や動画をインターネット上に投稿するときも必ず許可が必要であること（勝手に他人の画像を投稿しないこと）。



ルールづくりの3つのポイント

家庭の中でも、子供たちは端末やインターネットなどを利用する機会が増えてきました。インターネットはとても便利な反面、様々な危険がひそんでいます。お子さんがトラブルに巻き込まれる危険性を減らすためには、家庭内でのルールづくりが大切です。

①保護者の方とお子さんで話し合ってみよう！

ルールをしっかりと守るためには、そのルールがなぜ必要なのかをお子さん自身がきちんと理解しておく必要があります。

そのため、保護者の方が一方的にルールを決めるのではなく、お子さんと一緒に話し合ってみよう。



②具体的なルールにしましょう！

「夜遅くまでインターネット機器を使わない」という曖昧なルールだと、その日の気分によって何時まで使うのかわかってきてしまいます。

「インターネットの利用は夜9時まで」といった具体的なルールにしましょう。



③定期的に話し合ってみよう！

ルールは一度つくったら、それで終わりではありません。インターネット機器を使っていくうちに、子供たちはいろいろな使い方を覚えていきます。一旦作ったルールも、お子さんの使い方に適さなくなることがありますので、半年に1回など、定期的に話し合ってみよう。



☆☆☆ 家庭内ルールの例 ☆☆☆

- ・ インターネットに自分や友だちの個人情報をのせない。
- ・ インターネットに他人の悪口を書かない。
- ・ インターネット利用は「夜～時」まで。(※具体的に決める)
- ・ 寝る部屋にスマホやタブレットを持ち込まない。
- ・ スマホやタブレットはリビングで充電をする。
- ・ 食事中や会話中にインターネット機器を使わない。
- ・ インターネットを使っていてトラブルになりそうなどときには、すぐに保護者に相談する。

